



1月28日開催 東地申第30号

「自己申告書と面談に基づいて、乗務エルダーとしての再雇用を求める緊急申し入れ」団体交渉を行う！

エルダー雇用において大崎運輸区を1月末に定年退職する組合員に対し、自己申告書や面談の中で伝えた生活環境が考慮されず、希望とかけ離れた就労箇所が提示されました。これまで家庭環境などを伝えてきていたものの現場長からも明確な説明はありません。雇用と生活を守るため、自己申告書と面談に基づいて、乗務エルダーとしての再雇用を求めて団体交渉を行いました！

1. 大崎運輸区の当該組合員を2月以降、乗務エルダーとして再雇用すること。

【会社回答】再雇用については、エルダー社員就業規則等に則り取り扱うこととなる。

組合

- ・自己申告書や面談を基に再雇用先が提示されたのか。
- ・面談の中で伝えている本人の生活環境や想いが反映されていない！
- ・きちんと把握していたら申し入れていない。自己申告書や面談に基づいていない。このような回答では納得出来ない。修正回答を求める！
- ・エルダー制度の主旨からしても本体雇用に相応しい社員だ。全てにおいてかけ離れている。
- ・大崎運輸区にはすでに多くの乗務員エルダーの方がいる。中には希望していなかった方もいる。本人が残れない理由が示されず、理解できない。
- ・就労先を検討する際に家庭環境なども含めて総合的に勘案されるなら、本体再雇用を再検討するべきだ。

会社

- ・自己申告書や面談に基づいて再雇用先を提示している。
- ・本人の希望はきちんと把握したうえで雇用先を示している。
- ・席上で議論させていただきたい。決して蔑ろにしているものではなく、本人に対しても真摯に対応していく。

**本人の把握をしているとは思えない！
自己申告書と面談、本人の意思を熟慮すべきだ！**

- ・まったく見てないわけではない。一人だけではなく全体も見る必要もある。
- ・本体勤務が特別ではなく、グループ一体となった経営が必要。色々見たうえで判断している。活躍される内容を示している。
- ・会社として総合的に勘案して示してきたものなので、新たな就労先を示す考えはない。

組合の主張

- ① エルダー雇用について主張する場合は自己申告書（5）と面談しかない。コミュニケーション含めて受け止めるべきだ。今後、異議申し立てが出ないようにするべきだ。
- ② 本人の勤務成績を見ても本体に残れない理由がない。組合差別であり、やめるべきだ。
- ③ エルダーの本体再雇用制度は社会環境を鑑みてつくってきた経緯がある。正しく履行するべきだ。

会社回答

- ① 自己申告書や面談はしっかりと把握していきたい。どのように理解していただけるか話していく。
- ② 一人ひとりを見て判断しているので、そのような意図は一切ない。
- ③ グループ一体となって社会環境を乗り越えていくことが重要。社員が活躍できる場を示していきたい。

会社は自己申告書と面談を尊重し、エルダー制度を遵守し生活設計を最重視すべきだ！